

新型コロナウイルス感染拡大状況での心理実習・心理実践実習の進め方について

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟
遠隔授業・実習関連ワーキングチーム

1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大の影響の下、多くの大学が学生の自宅待機を命じており、また、実習受け入れを停止している実習施設が少なくないなか、大学、大学院における公認心理師養成のための実習（心理実習・心理実践実習）の実施が困難になっている。

この状況において、実習時間を確保し、科目の到達目標を達成するために、どのような対策を講じることができるかは、養成機関にとって喫緊の課題である。しかし、状況が刻一刻と変化しているため、現時点で、確固とした見通しをもって、実習の実施方法を確定することも難しいというのが実情である。

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟（以下、公養連）では、遠隔授業・実習関連ワーキングチーム（以下、ワーキングチーム）を立ち上げ、今後、現場における実習時間を全く確保できない、という最悪の事態を想定し、現時点で考えられる対応（学内実習や演習による代替・補完の内容を含む）について検討を行った。検討を進める上で、ワーキングチーム以外の大学関係者、および、実習を受け入れている機関の実習指導者にも検討会議にご参加いただき、諸案の実現可能性や、実施の際の留意点などの助言をいただいた。

以下に挙げる実施方法は、当初の案から要素を抽出したものである。実習施設や養成機関の事情、とくに実習施設の性質や組織の規模によって、ここに挙げるものが全て可能なわけではない。従って、養成機関としては、実施可能な方法を選別し、組み合わせることによって、実施可能実習方法（学内実習や演習による代替・補完の内容を含む）を考案していただきたい。

2. 実習の要素

「実習」を当初の計画と異なる方法で代替・補完するにあたり、改めて「実習」の要素を考察すると、以下の3つが挙げられる。

- ① スキル修得
- ② 現場の知識・感覚
- ③ ライブ性

実習・演習方法ごとに、これらの要素の比重に違いが生じ得るので、次項に示す試案についても各要素について仮に3段階（◎○△）で評価した。ただし、各養成校の創意工夫と実習施設の協力によって、△を○に、○を◎にしていけることも可能であろう。

公養連ではホームページにて、Web アンケート「新型コロナウイルス感染症対応について」を継続実施しており、週末ごとに各養成機関の回答をアップしている。遠隔授業や実習の問題や実施方法について、情報提示・交換に活用していただきたい。

3. 実習実施方法試案

心理実習、心理実践実習方法（学内実習や演習による代替・補完の内容を含む）について、例として、10の試案を示す。

試 案

<p>① 実習へのオンライン参加 実習生はオンラインで実習先の支援に参加する。これには、現場で行われている支援に実習生のみがオンライン参加する場合と、支援そのものが既にオンラインで行われている場合がある。 前者の例としては、多くの子どもを抱える現場では、外出等が制限されている子どもたちが、外部の人間（実習生）とオンラインで話をする時間を作ることが歓迎される場合もある。 後者の例としては、a. 実習施設の実習指導者がオンラインで利用者訪問をする際に、実習生も同行させてもらう、b. 実習施設でのグループ活動などが休止している期間、それを補うために暫定的にオンラインで開催されている支援（オンライン広場等）に参加させてもらう、等がある。 実習生は、その実習内容を実習ノートに記載する。</p>	<p>スキル修得◎ 現場の知識・感覚◎ ライブ性◎</p>
<p>② 実習先の実習指導者等によるオンライン指導 実習先の実習指導者やその他のスタッフに、当該実習施設における心理業務について、オンラインで解説・指導を受ける（時間・頻度は実習指導者の可能な範囲とする）。双方向のコミュニケーションが可能であるツールを使用すれば、実習指導者－実習生間の質疑応答も可能となる。 ③④⑤などの映像利用と併行することにより、学習効果が増すことが期待される。 実習生は、指導を受けた内容を実習ノートに記載する。</p>	<p>スキル修得○ 現場の知識・感覚◎ ライブ性◎</p>
<p>③ 実習施設の録画映像の利用 実習先および実習指導者の了解・協力を得て録画した施設映像を、指導に活用する。実習生は、視聴した内容や、そのような場での心理支援のあり方についてのレポートを作成するとともに、実習ノートに記載する。</p>	<p>スキル修得△ 現場の知識・感覚◎ ライブ性△</p>
<p>④ 実習施設職員のインタビューの録画と提示 実習先および実習指導者の了解・協力を得て、実習施設の他職種スタッフにインタビュー（職務内容や、連携のあり方、心理職に対する期待や要望、その他）を行い、その録画を活用する。 実習生は、視聴した内容についてのレポートを作成するとともに、実習ノートに記載する。 実習施設によっては現場のスタッフへの負荷が大きいことから、実施できる施設は限定されるかもしれないが、可能な場合、多職種連携を学ぶ上では貴重な教材になる。また、作成された教材は、通常の実習が再開されたあとも、活用価値の高いものになる。</p>	<p>スキル修得○ 現場の知識・感覚◎ ライブ性△</p>
<p>⑤ 実習施設に相応する機関の既存の映像資料の提示と解説 当該分野・施設等がホームページや動画サイトなどで公開している映像資料（例：法務省のMOJチャンネル等）を活用する。その分野・施設について十分な知識を持つ実習指導者あるいは実習指導教員による解説をつけることが望まれる。 実習生は、視聴した内容や、そのような場での心理支援のあり方についてのレポートを作成するとともに、実習ノートに記載する。</p>	<p>スキル修得△ 現場の知識・感覚○ ライブ性△</p>

<p>⑥ 実習指導者からの実習内容に関連する課題提示 実習指導者が、予定されていた実習内容に関連する課題を、メール等の手段によって実習生に提示する。 実習生は、課題作成・提出を行うとともに、実習ノートに記載する。</p>	<p>スキル修得△ 現場の知識・感覚○ ライブ性○</p>
<p>⑦ 過去事例を用いた心理アセスメントの所見作成 過去に実施された心理アセスメントの事例の資料を用いる。 実習生は、提示された資料をもとに、心理検査結果の集計および解釈を行う。さらに、インタビューで得られた主訴や背景情報、観察所見等を踏まえて所見や支援計画を作成し、オンラインでフィードバックのロールプレイを行う。</p>	<p>スキル修得◎ 現場の知識・感覚○ ライブ性○</p>
<p>⑧ 過去事例を用いた事例検討会の実施 過去に実施された実践事例を用いる。 事例を時系列に沿って数回に分けて提示し、オンライン上での事例検討会を実施する。⑦と組み合わせることにより、ケースの開始から終結までの流れを追体験することも可能である。</p>	<p>スキル修得◎ 現場の知識・感覚○ ライブ性○</p>
<p>⑨ 公刊されたケース資料の利用 ⑦⑧と基本的に同じやり方であるが、提示する素材として、公刊されたケース資料を用いる。</p>	<p>スキル修得○ 現場の知識・感覚○ ライブ性△</p>
<p>⑩ 映像教材を活用した面接場面のロールプレイ 市販されている映像教材を活用する。 実習生は、面接のやりとりの映像教材を視聴したあと、各分野の支援場面を模したセッティングで、オンラインでのロールプレイを行う。</p>	<p>スキル修得○ 現場の知識・感覚○ ライブ性△</p>

4. おわりに

以上、提示した方法は、あくまでもアイデアの段階であり、厚生労働省や文部科学省によって実習の代替方法として認可されたものではない。各養成機関において実施プランを作成していただくための、参考にしていただく素材であるということを、ご了承ください。

しかし、感染対策の施策は長期化することが予想され、予定されていた実習が再開される見通しが立たないなか、さまざまなアイデアを駆使して、公認心理師としての資質をできる限り身につけさせる代替方法を考案することは、公認心理師を養成する機関の重要な役目であると考えられる。

各機関において、既成の概念を打ち破り、この難局を乗り越える工夫を凝らしていただけることを、心からお願いしたい。

以上

資 料

本年 2 月 28 日には、文部科学省・厚生労働省から国公立大学・他に宛てた「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（事務連絡）」にて、以下の 3 段階での対応が示されている。

- 第 1 段階 新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。
- 第 2 段階 実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。
- 第 3 段階 これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

また、5 月 1 日には、文部科学省から国公立大学・他に宛てた「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について（事務連絡）」にて、実習・実験・実技により行われる授業についての下記対応が示されている。

臨時休業等により大学等に通学できない期間： 可能な限り、面接授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、各大学等において面接授業が不可欠と判断するものについては、後期・次年度以降に実施するなど実施時期の後ろ倒しにより対応することが考えられる。

臨時休業期間の終了等により通学が可能な場合： 地域の感染状況を踏まえつつ、通勤時間帯を避けられるよう授業の開始時間を変更することや、3 つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策を講じた上での授業の分散実施など、感染リスクに十分配慮した上で、実習等の授業を実施することが考えられる。

※ 実習等の授業の取扱いについては、関係省庁・部署等が示している考え方を踏まえるとともに、必要に応じて当該関係省庁・部署等に相談する。
